

令和5年度 第5回

# 魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年7月

魚沼市農業委員会

## 令和5年度第5回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名  
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
	○	3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	萑澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸夫	
○		9	佐藤 洋一	
○		10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	議事参与の制限
○		16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝浩	
○		森山 玲子	
○		桑原 剛史	

## 令和5年度 第5回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年7月28日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		<p>開会宣言    14 時 30 分</p> <p>報告事項                          会務報告                          部会報告</p>
2		<p>議事録署名委員の指名について</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 20px;">4 番    小岩 孝徳    委員</span> </p> <p style="text-align: center;"> <span style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 20px;">5 番    葦沢 芳子    委員</span> </p>
3	<p>報告第1号 報告第2号</p>	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について                      農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>
4	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について                      農地法第4条第1項の規定による許可申請について                      農地法第5条第1項の規定による許可申請について                      農用地利用集積計画の決定について</p>
5		<p>その他</p> <p>閉会宣言    15 時 25 分</p>

# 令和5年度 第5回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第5回魚沼市農業委員会総会は、令和5年7月28日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号3番高橋祐次委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第5回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長  
（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定、配付資料について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告ということでそれぞれ第1部会から第4部会まで部会での活動状況、また皆様方に情報提供ということの中で報告事項がありましたらご発言をお願いいたします。

第1地区部会会長（葦澤芳子委員）

第1部会では特に報告するようなことはありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は特にございません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会は特にございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会も特にございません。

広報部会会長（阿達正委員）  
特にございません。

議長（上村会長）

それでは、日程1の報告事項、それぞれ報告がございました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

私のほうから若干説明させていただきますけれども、前回の業務説明会のところでも触りで話があったかと思えますけれども、中越協議会総会というのが8月8日にございます。中越地区の市町村農業委員会長が参集される総会でございます。この中越協議会につきましては、柏崎、刈羽、出雲崎、長岡、小千谷、魚沼、南魚沼、湯沢、津南、十日町の主に10市町村の総会でございます。中越協議会の総会につきましては、現在は十日町の会長がこの中越協議会の会長を務めているというところでございます。またこの中越協議会の中からそれぞれ新潟県農業会議へのこの8月17日に行われます常設審議委員会というのがあります。この常設審議委員会というのは、いわゆる3条・4条また5条等々、いわゆる3反部以上、3,000㎡以上の農地の異動に関する許認可を協議するという展開でございます。これも我々農業委員会の総会と同じく毎月1回、概ね月の半ば頃なんですけれども、毎月1回必ずこの申請があったものについて協議・許認可を行うということです。我々農業委員会と同じでございます。そのメンバーが各市町村、また農業団体の代表等々で概ね30名程度からなっております。そういった常設の審議委員会、これが農業会議が主催でその農業会議の中に審議する委員会が常設審議委員会という名称であるということで、皆様方に一応お繋ぎ申し上げておきます。この常設審議委員会の委員ということで現在は中越協議会から中越協議会会長の十日町、また出雲崎の会長、小千谷の会長、魚沼の私とあと南魚沼の会長ということで5人程がこの委員になっているということでございます。ご報告をさせていただきます。

また、8月2日ということで、農地集積・集約化に向けた研修会がございます。触りで先般も話がありましたように人・農地プランから法定化されたこの農地集約化に向けたいわゆる地域計画の作成、これが令和6年度中までに作成せよというようなことが法定化されて、農業委員会への業務の課題ということにもなっております。これから各地区での計画を作るという段階での事前の研修会でございますので、各農業委員・推進委員必ず出席をお願いしたいというところでございます。

また、8月10日ということで新規委員の研修会がございます。この7月末から8月に集中したように研修会等々がありますが、なかなか皆様方も大変忙しい中ではございますけれども、ご出席をされますようひとつよろしくをお願いいたします。皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。

（特になし）

なければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、私のほうから指名をさせていただきます。議席番号4番小岩孝徳委員及び議席番号5番葦澤芳子委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は3件、8筆、5,458.00㎡の届出がありました。解約の理由は、離農のため、貸借人への売却、土地区画整備事業のためとなっています。詳細については、配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりいたします

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は17件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

整理番号1番・2番・15番は相続手続きの遅れにより司法書士から届出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買3件、所有権移転贈与2件です。

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 田 230 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は耕作することができず、また譲受人は申請地に隣接する土地にアパートを所有しており、農作業終了後の降雪期には、雪捨て場として利用するため、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地       \*\*\*\*\* 田 224 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*円

申請の理由は、農業を始めるためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作することができず、申請地の隣接地に居住する譲受人と、この度、売買の話がまとまり申請があったものです。譲受人は農業経験がありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地       \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計 1,617 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農

地を取得しましたが、耕作できないため、以前より申請地の耕作をしていた譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地     \*\*\*\*\* 畑 106 m<sup>2</sup>  
譲渡人     \*\*\*\*\*  
譲受人     \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は作業できないため、譲受人である実の姉とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地     \*\*\*\*\* 畑ほか1筆 合計 606 m<sup>2</sup>  
譲渡人     \*\*\*\*\*  
譲受人     \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外在住であり作業できないため、以前から申請地の保全管理をしていた譲受人とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番から5番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

#### 議 長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

なお、本来であります整理番号2番・3番・5番につきましては現委員の皆様方から報告をいただくわけでございますけれども、今回初めてというようなことの中でこの番号の部分につきましては、事務局の報告のとおりとさせていただきます。今後該当が出た場合にはこれから説明いたしますが、それぞれの委員の状況を確認しながら次回該当がありましたら、報告をお願いいたします。

#### 櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、事務局から連絡を受けまして6月19日、大平推進委員とともに事務局で\*\*さんと面接しました。この方は兼業農家、農業歴50年で小型耕運機を一台所有しておりますので、事務局の説明のとおり問題ないと思います。

#### 小岩孝徳委員

整理番号4番ですが、本日7月28日午前11時に本人立ち合いのもと、現地確認をしてきました。現地は現在畑として耕作されており、作付けできる状態でした。譲受人の\*\*さんは農業経験も長く、今後も耕作していくとのことでしたので問題ないと思われます。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番は第2部会で協議でしていただいた内容だと思います、農地としては価格は少し高いという感じがありますが、お互いに納得しておられるので特段異議は申し立てませんが、これからもずっと続けて、営農していただくことを希望して私の意見とさせていただきます。以上です。

議長（上村会長）

ありがとうございました。なかなかこの対価につきましては、一概にどうかというようなことがなかなか判断が難しいところではございますけれども、いずれにせよ農業を継続するというようなことの中での異動でありますので、将来とも地区担当委員の皆様方のいわゆる管理または指導等をひとつよろしくお願いいたします。大変ありがとうございました。

その他にどうでしょうか。

（特になし）

それでは特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番から3番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号4番、5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から5番まで、異議なしと認め許可いたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の9ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

なお、整理番号2は議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1を説明さ

せていただきます。

整理番号1 申請地 \*\*\*\*の一部分 田 20.02 m<sup>2</sup>  
農地区分 第3種農地  
申請人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅敷地の拡張  
転用目的 一般住宅敷地  
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は\*\*地内の農地です。申請人は申請地を住宅敷地として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。実は本来であればこの整理番号1番また2番につきまして、地区担当委員というのが備考の欄に記載されるわけございまして、その方から調査・補足説明をお願いするというようなところではございますけれども、今回初めてというようなことで記載されておられません。事務局の報告のとおりといたします。

それでは、ただいま整理番号1番につきまして事務局に説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

続いて整理番号2番お願いいたします。

事務局（桑原主任）

整理番号2は議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員は退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

それでは、説明させていただきます。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 356 m<sup>2</sup>  
農地区分 第3種農地  
申請人 \*\*\*\*  
申請概要 資材置場  
転用目的 資材置場敷地  
判断理由 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため

申請地は\*\*地内の農地です。申請人は産業廃棄物収集運搬及び重機関係の事業を営んでおり、資材置場が不足しているため申請地を資材置場として利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

整理番号2番につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質

問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特になさいますので、お諮りいたします。整理番号2番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請通り許可いたします。

(櫻井信夫委員着席)

それでは、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番及び2番につきまして異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長(上村会長)

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局(桑原主任)

議案書の11ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

なお、整理番号3は議事参与の制限がありますので、先に整理番号1及び整理番号2を説明いたします。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計 36.96 m <sup>2</sup>
	農地区分	第1種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建1棟及びカーポート1棟		
	転用目的	一般住宅及びカーポート建築用敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの		

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は現在アパートに居住しておりますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	田ほか6筆	合計 1,288 m <sup>2</sup>
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	賃借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	倉庫1棟及び資材置場並びに駐車場		

転用目的 倉庫建築及び資材置場並びに駐車場敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は\*\*地内の農地です。借受人は建設資材販売業等を営んでおり、本社敷地と隣接する申請地を取得し、倉庫等として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、実はこれも本来であれば地区担当委員の調査・補足説明をお願いするところではありますが、今回は初めてというようなことの中で事務局の報告のとおりということでさせていただきます。次回該当がありましたら調査・補足説明をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、井口委員からお願いいたします。

それでは、整理番号1番・2番につきまして、内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号1番につきまして、7月5日に行政書士からお話がありまして、私のほうで関連する方々と7月13日にお話しをさせていただきました。場所につきましては住宅地でございますので、周辺の皆様方にはご迷惑をかけないというような場所でございますので、別段問題はないと思います。

議長（上村会長）

それでは、整理番号1番・2番につきまして新たに質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番・2番につきまして申請どおり許可いたします。

続いて、整理番号3番お願いいたします。

事務局（桑原主任）

整理番号3は議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員は退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

それでは、説明させていただきます。

整理番号3	申請地	*****	田	512 m <sup>2</sup>
	農地区分	農用地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		

申請概要 農業用道路  
転用目的 農業用道路  
判断理由 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は養豚業を営んでおり、申請地の隣接地において浄化槽を管理しております。元々は養豚組合があり、組合員であった譲渡人の祖父が申請地を農業用道路として利用しておりましたが、現在は譲受人のみでの養豚業を運営しており、この度申請地を取得してそのまま農業用道路として利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

整理番号3番につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可いたします。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番・2番・3番について異議なしと認め許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

## 農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	12件
	筆数	35筆
	面積	22,461.00㎡

所有権移転につきましてはありませんでした。

利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、お諮りいたします。農用地利用集積計画の決定については、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号農用地利用集積計画の決定については異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局（桑原主任）

- ・令和5年度全国農業新聞普及拡大計画について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項は慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

議長から一つ農業委員の皆様方をお願いします。それぞれ許認可ということがございます。採決の際には同意を議長が求めるということがございますので、異議なしの場合には全員ひとつ大きな声で異議なしというような言葉をひとつお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

（時刻は 15 時 25 分）

上記会議の内容は、令和5年度第3回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

---

議席番号 番

---

議席番号 番

---